

令和8年度 住宅団地における住替え促進事業 応募の手引き

事業の目的

住宅団地において一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や除却費、家賃の一部を補助することにより、子育て世帯の住替えを促進します。

募集期間

空き家活用計画書の提出

常時受付しています。

受付時間 9：00～17：00（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

【参考】

リフォーム費補助、除却費補助及び家賃補助の申込み

令和8年5月15日（金）～令和8年12月25日（金）まで

問合せ先

広島市 都市整備局 住宅政策課 計画係

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎5階

TEL 082-504-2292（直通） FAX 082-504-2308

1 住宅団地における住替え促進事業の概要

住宅団地の自治組織が、空き家を活用して子育て世帯[※]の住替えを促進するための取組を行う場合に、空き家の所有者や入居者に対してリフォーム費や除却費、家賃の一部を補助します。

※この事業における「子育て世帯」とは、小学生以下の子（出産予定を含む。）がいる世帯をいいます。

2 対象となる住宅団地

「住宅団地の活性化に向けて」[※]【H27.3月 企画総務局 地域活性化調整部 コミュニティ再生課】において調査対象となった169の住宅団地です。

※詳細は、広島市ホームページで確認することができます。

トップページ > くらし・手続き > 住まい > リフォーム・住宅補助制度 >

助成・手当（リフォーム・住宅補助制度） > 子育て世帯の住宅団地への住替えを応援します！

URL : <https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021346/1026338/1018629.html>

3 「空き家活用計画書」について

「空き家活用計画書」とは、2の対象となる住宅団地内の町内会等の自治組織（単位町内会・連合町内会のいずれでも可）が作成する、住宅団地における空き家活用の目的や空き家の情報等について記載したものをいいます。この計画書における「空き家」とは、概ね3ヶ月以上居住者がおらず、自治組織として、活用することが望まれる住宅をいいます。

リフォーム費補助や除却費補助、家賃補助を申請される前に、住宅団地内の町内会等の自治組織がこの計画書を市に提出する必要があります。

※「空き家活用計画書」の内容に変更が生じる場合は、「空き家活用計画変更届出書」を提出していただく必要がありますので、詳しくは住宅政策課へご相談ください。

4 提出方法

「空き家活用計画書」に必要事項を記入し、広島市都市整備局住宅政策課へ郵送又は持参により提出してください。

(1) 提出先

持参の場合：広島市役所 本庁舎5階 住宅政策課

郵送の場合：〒730-8586（住所不要）広島市都市整備局住宅政策課 宛

※持参による申込みの受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までです。

(2) 空き家活用計画書の募集期間

常時受付しています。

【参考】

(1) リフォーム費補助や除却費補助、家賃補助について

「空き家活用計画書」に記載された住宅を対象に次の補助を行います。

① リフォーム費補助

対象者	補助額	補助限度額
空き家の所有者 空き家の入居者(子育て世帯)	改修経費の 1/2以内	50万円/戸

② 除却費補助

対象者	補助額	補助限度額
空き家の所有者	除却経費の 1/2以内	50万円/戸

③ 家賃補助

対象者	補助額	補助限度額
空き家の入居者(子育て世帯)	家賃の1/2以内	2万円/月・世帯

(2) 補助金の募集期間

令和8年5月15日（金）から 令和8年12月25日（金）（必着）

※予算の範囲内で先着順

「空き家活用計画書」を提出された自治組織の代表者に対して、記載内容の確認後、補助事業の対象団地の決定の可否についてお知らせします。

住宅団地における住替え促進事業の流れ

